高野町職員の処分について

このたび、高野町職員分限懲戒賞罰委員会において下記の事案につきまして、関係職員の処分を行いました。

記

1　事案の概要

　勤務態度不良又は業務の不適当な処理に関する事案

　業務の不適当な処理により町行政に支障をもたらした。管理職としての動きが鈍く、責任感がないことにより混乱を招いたことについては責任が重い。

2　処分日

　令和元年9月17日（火）

3　被処分者及び処分内容等

（1）被処分者1　富貴支所　一般職　課長級　男性　50歳代　戒告